

利用規約

司法書士法人日本橋合同事務所（以下、「甲」という。）は以下のとおり利用規約（以下、「本規約」という。）を定め、甲と依頼者（甲のホームページにてサービスを申込んだ者を示す。以下、「乙」という。）との間での乙の指定した相続人に関わる相続登記手続きサービスの提供に係る契約（以下、「本契約」という。）に対して適用する。

第1条（サービスの内容）

甲が乙に提供するサービスは以下のとおりとする。

- (1) 相続登記に必要な書類の作成（ただし、遺産分割協議書については相続人間で内容につき合意している場合に限る。）
- (2) 相続登記に必要な下記書類の収集
 - イ 被相続人の戸籍謄本、除籍謄本、改正原戸籍謄本
 - ロ 被相続人の住民票の除票、戸籍の附票、改正原戸籍の附票、除籍の戸籍の附票
 - ハ 被相続人の不在住証明書、不在籍証明書
 - ニ 相続人の住民票、戸籍の附票、戸籍謄本
 - ホ 固定資産評価証明書、名寄帳の写し
 - ヘ その他法務局からの指示等により必要となる書類
- (3) 法定相続情報証明制度による一覧図の保管及び申出に係る手続
- (4) 法務局への登記申請手続

第2条（契約の成立）

乙が本規約及び甲が定めるプライバシーポリシーに同意し、申込みにあたり必要な情報を入力・送信したのち、第3条①の手続手数料を支払った時点で本契約が成立するものとする。

第3条（手続手数料等）

乙は甲に対し、次のとおり①手続手数料、②登録免許税、③追加費用を支払うものとする。なお、③の追加費用とは、加算手続手数料及び不動産の登記事項証明書及び第1条（2）イ～への各書類の収集に要した費用等がこれに該当するものとする。

- (1) 乙は申込時に、①手続手数料 49,800 円（税込 54,780 円）を支払うものとする。なお、手続手数料 49,800 円（税込 54,780 円）の支払いを甲が確認後、甲は第1条（1）～（3）の各手続を開始するものとする。
- (2) 甲は、②登録免許税や③追加費用の金額が確定したときに、乙に対し同条②及び③についての請求書を作成し、乙は遅滞なく支払うものとする。なお、甲は同条②及び③の支払いを確認後、乙に対し、第1条（1）に係る書類の送付、第1条（3）及び（4）に係る手続等を行うものとする。
- (3) ③の追加費用として発生する加算手続手数料とは、次に挙げるものとする。
 - イ 相続人の中に既に亡くなっている者がいる場合、亡くなっている相続人1名につき 29,800 円（税込 32,780 円）
 - ロ 不動産が5筆以上ある場合、5筆目以降1筆につき 2,000 円（税込 2,200 円）
 - ハ 不動産ごとに取得される相続人が異なる場合、異なる組み合わせごとに 19,800 円（税込 21,780 円）
 - ニ 相続登記の申請先の法務局が複数ある場合、2ヶ所目以降1ヶ所につき 19,800 円（税込 21,780 円）

第4条（手続の中止）

- 1 乙が前条に係る費用の支払いを遅延したときは、甲は第1条に係る手続に着手せず又

はその手続を中止することができる。

2 乙が甲の求める資料を提出しないときは、甲はその手続を中止することができる。

第5条（契約の解除）

1 甲は、次のいずれかの事由が生じたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が第3条記載の手続手数料等を約定通り支払わず、かつ乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらずこれに応じなかったとき。
- (2) 乙から委任された相続登記が、虚偽の事実に基づく登記若しくは犯罪の収益移転等の不正行為を目的とする登記であることが判明したとき。
- (3) 甲が相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、乙が正当な理由なく甲の求める資料を提出しなかったとき。

2 前項記載の事由により乙が登記申請前に本契約を解除した場合、甲が乙より受領した手続手数料は返金しないものとする。また、解除した時点で第3条①の手続手数料及び③のうちの加算手続手数料の未払いや、②の登録免許税及び③の不動産の登記事項証明書や各書類の収集に要した費用等が既に生じていた場合、甲はこれを請求することができる。なお、甲は乙より受領済みの②登録免許税に相当する金員がある場合、振込手数料を差し引いた上、これを乙に返還する。

3 甲に責任がないにもかかわらず、乙が甲の同意なく本契約を終了させたときや乙が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他乙に帰すべき事由により本契約が解除されたとき、前項と同様とする。

4 甲乙に過失がなく本契約に基づく事務処理が途中で終了した場合で、甲が登記手続に係る書類の収集に既に着手していたときには、甲が乙より受領した①手続手数料は返金しないものとする。また、本契約が終了した時点で第3条②及び③の費用が既に生じており、これを甲が既に受領している場合、甲はそれらの金員を返金しない。なお、第3条②及び③の費用が既に生じており、費用の未払いが生じていた場合、乙は甲に対し、これを支払う。なお、次条(2)(3)の事由により本契約が終了した場合も同様とする。

第6条（その他の事由による契約の終了）

以下のいずれかの事由が生じたときは、本契約は終了する。

- (1) 本契約の目的が達成されたとき。
- (2) 本契約の目的を達することができないと明らかになったとき。
- (3) 甲の責に帰すべき事由によらずに本契約の目的を達することなく本契約の成立から1年を経過したとき。ただし、手続が終了する見込みがあるときはこの限りではない。

第7条（損害賠償責任）

1 甲の過失により当該過失と相当因果関係のある範囲で乙に損害が生じた場合、甲の賠償の範囲は乙から甲に支払われた手続手数料の額を限度とするものとする。ただし、乙に生じた損害が甲の故意又は重過失によるものである場合にはこの限りではない。また、乙に損害を生ぜしめた甲の行為が正当な理由に基づくものであった場合、甲は損害賠償の責を負わない。

2 甲は、本契約に関連して、乙と第三者との間で生じた紛争等については一切の責任を負わない。

第8条（反社会的勢力の排除）

1 本規約において、「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に定義される団体。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に定義される者。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背

景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者。）

- (4) 暴力団関連企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業。）
- (5) 総会屋等（総会屋、その他企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。）
- (6) 社会運動等標榜ゴロ社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- (7) 特殊知能暴力集団等暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人
- (8) 前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
- (9) その他、前各号に準ずる者

2 乙は、甲に対し、次の各号について表明し、保証する。

- (1) 乙自らが反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。
- (2) 反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし再受託者（再受託者の代理人、媒介者を含む。）としないこと。
- (3) 反社会的勢力を不当に利用し、又は交際していると認められる関係を有しないこと。
- (4) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと及び今後も行う予定がないこと。
- (5) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (6) 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行わないこと。
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - ホ 反社会的勢力との関係を積極的に誇示する行為
 - ヘ 前各号に準ずる行為
- (7) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないこと。

3 乙が前項記載の保証事項のいずれかに反する事実が判明した場合、甲は、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。本項に基づく解除の時点において乙から甲に対して手続手数料等の金員が支払われていた場合、甲はこれを返金しないものとする。

4 前項の規定に基づく解除の場合、乙は甲に対して、一切異議を申し立てず、名目の如何を問わず賠償ないし補償を求めないものとする。

第9条（本契約の変更）

甲及び乙は不測の事態により手続が長期化した場合や、社会情勢の変化等により本規約に基づく契約内容を変更する必要がある場合には、相手方との協議に基づく合意の上でこれを変更することができる。

第10条（協議）

甲及び乙は本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、信義誠実の原則に基づき協議し、解決を図るものとする。

第11条（その他）

- 1 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とする。
- 2 本契約に関連する紛争で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることとする。